

◇大阪市エリアマネジメント活動促進条例及び大阪市道路占用料条例の一部を改正する条例

- 1 都市再生特別措置法の一部改正に伴い、規定の整備を行うことにしました。
- 2 この条例は、市長が定める日から施行することにしました。

(計画調整局計画部都市計画課、建設局総務部管理課)